

様式第6号(第17条)

会 議 録

会議の名称		2021年第12回春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和3年12月24日(金)		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前11時25分
開催場所		春日部市役所2階全員協議会室			
議長氏名		会長 齋藤 千松			
出席者	農業委員	(出席人数：12人)			
		1	鈴木 宏	18	栗原 健次
		2	小川 利雄		
		3	市川 大倫		
		6	池上 茂		
		7	川鍋 浩之		
		8	岡本 勉		
		9	横井 貞夫		
		12	水口 健二		
		13	山崎 勇喜		
		17	伊藤 弘子		
		(欠席人数：1人)			
	5	萩原 勝			
	事務局	(出席人数：6人)			
農業委員会事務局長 齋藤 綱紀		農業委員会事務局次長 金子 昌行			
農地振興担当主幹 三浦 邦明		農地振興担当主査 前島 清史			
農地振興担当主査 中澤 ますみ		農地振興担当主事 加藤 祐一			
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1	農地法第3条(委員会)：公開		
		日程2	農地法第5条(知事)：公開		
		日程3	農地法第5条事業計画変更申請：公開		
		日程4	租税特別措置法適格者証明：公開		
		日程5	生産緑地法従事者証明：公開		
		日程6	春日部市農用地利用集積計画の決定について：公開		

	<p>日程 7 農用地利用配分計画に関する意見について：公開</p> <p>日程 8 春日部市農用地利用集積計画の決定について：公開</p> <p>日程 9 春日部市農地利用最適化推進委員の委嘱について：公開</p> <p>日程 10 春日部市農業振興審議会委員の推薦について：公開</p> <p>日程 11 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）：公開</p> <p>日程 12 農地法第 4 条（届出）：公開</p> <p>日程 13 農地法第 5 条（届出）：公開</p> <p>日程 14 農地法第 18 条（通知）：公開</p> <p>日程 15 違反転用事案報告：公開</p>	
一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 1 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 2 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 3 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 4 号該当：	
配 布 資 料	次第、総会資料	
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
会議録署名の指定	議席番号	委員氏名
	2	小川 利雄
	3	市川 大倫
	17	伊藤 弘子

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2021年第12回総会を開会いたします。</p> <p>今回も、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一般社団法人全国農業会議所からの通知に従い、委員を指名召集し、規模を縮小して開催いたします。在任委員12名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員につきましては現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから、総会への参加は不要としております。</p> <p>次に、運営委員会について小川委員長より報告がございます。</p>
運営委員長	<p>本日、午前9時10分より総会前に運営委員会を開催し、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 春日部市農用地利用集積計画の決定について (2) 農用地利用配分計画に関する意見について (3) 春日部市農用地利用集積計画の決定について (4) 春日部市農地利用最適化推進委員の委嘱について (5) 春日部市農業振興審議会委員の推薦について (6) 農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について（依頼） (7) 生産緑地の取得斡旋について（依頼） (8) 2022年度上半期スケジュールについて (9) 農地パトロール（利用状況調査）調査票について (10) 非農地判定に関する手続き（案）について (11) （仮称）農地法第3条申請時における譲受人（市内経営農地）許可条件に関するガイドライン（案）について <p>以上 合計11項目について、協議しました。</p> <p>また、総会後に開催する全員協議会の閉会後に運営委員会を再開し、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用権に関する受人の基準について (2) 法3条申請にかかる農地パトロールについて (3) 芦橋地区の盛土に関する意見について <p>以上3項目について、協議する予定です。</p>
議長	<p>本日の議題は</p> <p>日程1 議案第1号 農地法第3条（委員会）、1議案2件</p> <p>日程2 議案第2号 農地法第5条（知事）、1議案7件</p> <p>日程3 議案第3号 農地法第5条事業計画変更申請、1議案1件</p> <p>日程4 議案第4号 租税特別措置法適格者証明、1議案2件</p> <p>日程5 議案第5号 生産緑地法従事者証明、1議案1件</p>

- 日程 6 議案第 6 号 春日部市農用地利用集積計画の決定について
1 議案 1 件
- 日程 7 議案第 7 号 農用地利用配分計画に関する意見について
1 議案 1 件
- 日程 8 議案第 8 号 春日部市農用地利用集積計画の決定について
1 議案 1 件
- 日程 9 議案第 9 号 春日部市農地利用最適化推進委員の委嘱について
1 議案 1 件
- 日程 10 議案第 10 号 春日部市農業振興審議会委員の推薦について
1 議案 1 件

となります。

議長 次に、会議規則第 35 条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号 2 番小川利雄委員、3 番市川大倫委員、17 番伊藤弘子委員を指名いたします。

議長 議事に入る前に申し上げます。会議規則第 25 条の規定に基づき、発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。

次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。

次に、会議規則第 10 条の 農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないに該当する議案がありますので、当該議案審議の際、一時退室をしていただきます。なお、次の議案審議に入る前には入室の確認をいたします。

議長 それでは、議事にはいります。

日程 1、議案第 1 号 農地法第 3 条（委員会）を議題といたします。申請番号 40 番及び 41 番について、会議規則第 19 条第 3 項により事務局より説明を求めます。

事務局 議案第 1 号 農地法第 3 条（委員会）について、許可申請が 2 件あったので、審議を求めます。議案書 1 頁をご覧ください。

申請番号 40 番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図は 1 頁、詳細図は 2 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第 3 条調査書 1 頁をご覧ください。譲受人の居住地及び保有農地は杉戸町です。申請書に添付された杉戸町農業委員会の農家台帳によれば、保有農地は畑とのことですが、本案件の申請書にあるトラクターや田植機などの農機具の記載が無く、事務局より杉

戸町農業委員会に照会しましたが、農機具の所有が確認できません。このことから、農地法第3条第2項1号に該当しないこととなります。

次に、申請番号41番、所有権移転、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図は3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書 2頁をご覧ください。譲受人は先の申請番号40番と同一です。先程の説明と同じく、農機具の所有が確認できないことから、農地法第3条第2項1号に該当しないこととなります。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代わり担当農業委員及び事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認め、申請番号40番について、議席番号18番栗原健次委員より推進委員に代わり報告を求めます。

委員

議席番号18番栗原健次でございます。担当推進委員に代わりまして、申請番号40番について報告いたします。中田推進委員、岡田農業委員、私の3名で、令和3年12月14日に申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。申請人及び申請人の保有農地については全て杉戸町に所在しているため、確認はできませんでした。以上のことから申請地は問題なしと意見を述べ、報告といたします。

議長

次に、申請番号41番について、議席番号17番伊藤弘子委員より推進委員に代わり報告を求めます。

委員

議席番号17番 伊藤弘子でございます。担当推進委員に代わりまして、申請番号41番について報告いたします。第4地区の農業委員4名、推進委員4名、合計8名で令和3年12月9日に申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。申請人及び申請人の保有農地については全て杉戸町に所在しているため、確認はできませんでした。以上のことから申請地は問題なしと意見を述べ、報告といたします。

議長	事前審査委員より報告を求めます。議席番号3番池上茂委員より申請番号40番及び41番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号6番池上茂です。申請番号40番及び41番について、譲受人が同一のため、一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員にそれぞれ意見を求めたところ、申請農地については、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたと報告がありました。事務局の報告にもありましたとおり、譲受人の居住地及び保有農地は杉戸町のため、杉戸町農業委員会の農地台帳を確認しましたが、耕作に必要な農機具の保有の記載がありません。また、杉戸町の農家台帳によれば、申請人は畑を保有しているとのことですが、申請番号40番の農地では稲作を行うとの申請であり、確実に作付けできるかどうか確認する必要があります。そのため、申請人及び代理人に対し、保有する農機具の確認、及び稲作が確実にできるかどうか聴き取りが必要、と判断しました。以上のことから事前審査委員5人の合議により継続審議と決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号40番及び41番について、事前審査委員の報告は継続審議でした。よって事前審査委員の報告のとおり、継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。 よって、議案第1号 農地法第3条(委員会)について申請番号40番及び41番を継続審議と決しました。担当農業委員は引き続き調査をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に日程2、議案第2号 農地法第5条(知事)を議題といたします。会議規則第19条第3項により申請番号72番から78番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案第2号 農地法第5条(知事)について許可申請が7件あったので、審議を求めます。議案書2頁をご覧ください。

申請番号72番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理で、オーバーフロー分は放流する計画です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については、申請者の口座照会の写しが添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に小規模開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号73番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は、資材置場の設置です。申請法人は建築業を営んでおり、事業規模拡大により、新たに資材置場を設置する申請です。添付のあった資材置場の設置に係る資料に資材搬入計画書がないため、事務局から資料を求めたところ、提出がありません。案内図は7頁、詳細図8頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金として金融機関の残高照会結果が添付されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号74番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、令和3年10月21日付自己専用住宅で公告済の証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については、既に所要費用の全額を支払済とのことで、建築業者が発行した領収書の写しが添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に小規模開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書3頁、申請番号75番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図は11頁、詳細図は12頁

となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置として盛土を設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は公共下水管に区域外放流する計画です。資金計画については、金融機関の融資申込結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号76番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は農家分家住宅です。案内図は13頁、詳細図は14頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。隣接する農地はありません。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、農業用水路に放流する計画で、該当する土地改良区発行の放流同意書が添付されています。資金計画については親族2名からの融資で、1名の融資については金融機関の残高証明書が、もう1名については生命保険解約払戻金を充当する計画となっており、生命保険契約内容の確認書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号77番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人は介護事業を営んでおり、転用計画は、現在建設中の看護多機能型居宅介護施設の法人用車両、及び申請法人に勤務する職員用の駐車場の設置です。今まで八丁目の賃貸施設に有していた本社機能を、現在建設中の介護施設に移転することとなったため、法人用車両及び職員用車両の駐車場を設置する必要が生じた、とのこと。現在賃借している駐車場は、本社機能移転後に解約する予定、とのことですが、添付のあった駐車場の設置に係る資料に現在使用中の駐車場の賃貸及び利用状況がわかるものが無く、事務局から資料を求めたところ、提出がありません。案内図は15頁、詳細図16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、砂利舗装のため、敷地内浸透処理です。資金計画については、申請法人の金融機関残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地

区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号78番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅の建築です。案内図は17頁、詳細図18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は浸透柵で集水後、水路に放流する計画で、該当する土地改良区発行の同意書が添付されています。

生活排水は公共下水管に放流する計画で、市の制限行為許可書が添付されています。資金計画については、金融機関の仮審査終了のご案内が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長 次に申請番号72番及び73番について、議席番号7番川鍋浩之委員より推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、申請番号72番及び73番について報告いたします。石川推進委員、小川推進委員、小川職務代理、私の4名で、令和3年12月13日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、それぞれ農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから、それぞれ問題なしと意見を述べ報告といたします。

議長 次に申請番号75番について、議席番号12番水口健二委員より推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、申請番号75番について報告いたします。池上農業委員、石井推進委員、私の3名で、令和3年12月14日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告といたします。

議長 次に申請番号76番について、議席番号13番山崎勇喜委員より推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、申請番号76番について報告いたします。鈴木農業委員、根本推進委員、朝倉推進委員、私の4名で、令和3年12月

10日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから、問題なしと意見を述べ報告いたします。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号6番池上茂委員より申請番号72番から73番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号72番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請農地及び申請人保有農地について、担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、事前審査の現地調査においても、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。周辺農地に及ぶ影響もないと思われることから、当該申請については、事前審査委員5人の合議により許可相当とすることと決しました。

次に、申請番号73番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請農地及び申請人保有農地について、担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、事前審査の現地調査においても、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。しかし事務局からの説明にもありましたとおり、資材置場の設置にかかる資料に資材搬入計画書の添付がなく、今後の利用計画が不明瞭なため、資材置場新設の必要性が明らかではありません。以上のことから、当該申請については、書類不備のため事前審査委員5人の合議により不許可相当とすることと決しました。

議長

次に、議席番号8番岡本勉委員より申請番号74番から78番の事前審査の報告を求めます。

委員

先ず申請番号74番、75番及び78番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請番号75番の申請農地及び申請人保有農地について、担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、申請番号74番、75番及び78番の事前審査の現地調査においても、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから、当該申請については、事前審査委員5人の合議により許可相当とすることと決しました。

次に、申請番号76番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請農地及び申請人保有農地について、担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、事前審査の現地調査においても、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利

用が確保されていることが確認できました。このようなことから、当該申請については、事前審査委員5人の合議により許可相当とすることと決しました。

次に、申請番号77番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請農地及び申請人保有農地について、事前審査の現地調査を行ったところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。しかし、事務局からの説明にもありましたとおり、現在使用している駐車場の賃貸及び利用状況を示す書類の提出がありません。また、現在建設中の介護施設にも20台駐車可能な駐車場があり、今回の駐車場の申請は過大と思われます。以上のことから、当該申請については書類不備のため、事前審査委員5人の合議により不許可相当とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号73番及び77番について、事前審査委員より不許可相当と報告がありました。よって、申請番号73番、77番、次に申請番号72番、74番から76番及び78番を別々に審議することに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号73番を事前審査委員の報告のとおり不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第2号 農地法第5条(知事)申請番号73番を不許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。

次に、申請番号77番を事前審査委員の報告のとおり不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第2号 農地法第5条(知事)申請番号77番を不許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。次に、申請番号72番、74番から76番及び78番について、原案のとおり許可することに

賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第2号 農地法第5条(知事)申請番号72番、74番から76番及び78番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。この際、暫時休憩いたします。

議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程3、議案第3号 農地法第5条事業計画変更申請を議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。

事務局

議案第3号 農地法第5条の許可後の計画変更申請について、申請が1件あったので、審議を求めます。議案書4頁をご覧ください。申請番号1番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。この申請については、平成20年9月4日付で申請、同年10月21日付で自己専用住宅建築のため許可となった農地の、当初の事業計画内容を変更するものです。変更申請の理由ですが、当初事業計画では譲渡人が両親の介護のために実家の近隣に居住するため、とのことでした。しかし通勤に時間がかかるなど支障が出ること、また現在、譲渡人は諸事情により実家に同居していることから、当初事業計画を断念しようとしていたところ、自己専用住宅を希望していた譲受人から話を受け、変更申請となったとのこと。案内図は19頁、詳細図は20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置として、コンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に排水する計画です。資金計画については、金融機関の住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。今までの説明のとおり、本申請は許可後約13年が経過しております。計画の変更については、県の農地調整関係事務処理要領によれば、本来は許可権者において当初計画の実行を促す指導を実施することとなっております。このことから、県の農地調整関係事務要領 第2章の第5の2の 事業実施の指導・勧告、3の事業実施の勧告後の措置 にありますとおり、農地法第51条第1項の規定に基づき、許可権者である県が許可申請を取り消し、改めて申請することが望ましいと考えております。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号9番横井貞夫委員より申請番号1番の事前審査の報告を求めます。

委員	<p>申請番号1番について事前審査の報告をします。事務局の説明にもありましており、本申請は平成20年10月に自己専用住宅として許可となっております。本件は許可後約13年を経過しておりますが、当初の申請人の義務である遅延による報告書提出の経緯がありません。また、事前審査において現地調査を行ったところ、農地として耕作されており、着工した形跡も見当たりません。このような場合、許可権者による指導・勧告等を行うことになっておりますが、その経緯もありません。以上のことから、この申請については不承認とするところではありますが、事務局が代理人に対し、本申請にかかる経緯を確認したところ、埼玉県春日部農林振興センターとの事前の協議を行っていること、その際に春日部市農業委員会に第5条計画変更申請を行うよう指導を受けたとのこと、新たな申請人には何ら問題は無いこと、以上のことから、当該申請については事前審査委員5人で合議により、申請人の不利益にならないよう、やむを得ない、と意見を付すことと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第3号 農地法第5条事業計画変更申請について事前審査委員の報告のとおり、やむを得ない、と意見を付すことに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第3号 農地法第5条事業計画変更申請について、事前審査委員の報告のとおり、やむを得ない、と意見を付して県知事に送付いたします。</p>
議長	<p>次に、日程4、議案第4号 租税特別措置法適格者証明を議題といたします。申請番号21番及び22番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号 租税特別措置法適格者証明について、申請が2件あったので、審議を求めます。議案書5頁をご覧ください。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は3年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に管理されていることを証明するものです。</p> <p>申請番号21番。詳細は議案書のとおり。案内図は21頁及びスクリーン</p>

をご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は80日です。

次に、申請番号22番。詳細は議案書のとおり。案内図は22頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は300日です。

議長 次に、申請番号21番について、議席番号3番市川大倫委員より、推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、申請番号21番について報告いたします。上原農業委員、大塚推進委員、遠藤推進委員、私の4名で、令和3年12月13日に申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことからそれぞれ問題なしと意見を述べ報告といたします。

議長 次に、申請番号22番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。

事務局 担当推進委員に代わりまして、申請番号22番について、報告いたします。遠藤推進委員より、齋藤農業委員会会長、高橋農業委員、飯島農業委員、濱野推進委員の5名で、令和3年12月10日に申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できた、との報告がありました。以上のことから問題なしと意見を述べ報告といたします。

議長 次に議席番号9番横井貞夫委員より申請番号21番及び22番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号21番及び22番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地に関し、担当農業委員及び担当地区推進委員の意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているとの報告を受けました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により証明することと決しました。

議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号21番及び22番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第4号 租税特別措置法適格者証明 申請番号21番及び22番について証明書を発行することと決しました。</p>
議長	<p>次に、日程5、議案第5号 生産緑地法従事者証明を議題といたします。申請番号6番について会議規則第19条第3項により事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第5号 生産緑地法従事者証明について証明願が1件あったので、審議を求めます。議案書の6頁をご覧ください。生産緑地に指定された市街化区域内の農地は、一般農地としての課税になりますが、基本的にこれを解除することができなくなり、開発行為が制限されるなどの制約を受けます。ただし、一定の事由が発生した場合に、生産緑地法の第10条の規定により市に対して買い取りの申し出をすることができるようになっています。当該議案の証明願いにつきまして、生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地の買い取り申出をするため、春日部市生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行規程、に基づき、農業の主たる従事者としての要件を満たしていることを証明するものです。議案書6頁、申請番号6番、第144号生産緑地地区の全部です。詳細は議案書のとおり。案内図は23頁、及びスクリーンをご覧ください。申請理由は対象者が農業従事日数200日でこれまで農業を営んでおりましたが、医師より農業を継続して行える状態でない旨の診断が令和3年10月29日にあったことにより、この度の申請に至ったものです。</p>
議長	<p>次に、申請番号6番について、議席番号13番山崎勇喜委員より、推進委員に代わり報告を求めます。</p>
委員	<p>担当推進委員に代わりまして、申請番号6番について報告いたします。鈴木農業委員、根本推進委員、朝倉推進委員、私の4名で、令和3年12月10日に申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できま</p>

	<p>した。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告といたします。</p>
議長	<p>次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号9番横井貞夫委員より申請番号6番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号6番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地に関し、担当農業委員及び担当地区推進委員の意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているとの報告を受けました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により証明することと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号6番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第5号 生産緑地法従事者証明、申請番号6番について証明書を発行することと決しました。</p>
議長	<p>次に、日程6、議案第6号 春日部市農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第6号 春日部市農用地利用集積計画の決定について、議案書7頁をご覧ください。これは、農地中間管理権の設定に伴う春日部市農用地利用集積計画の決定です。春日部市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求められたので、審議を求めるものです。11月25日に農業委員に説明し、12月10日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書8頁のとおり決定してよいか、ご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第6号 春</p>

委員	<p>日部市農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第6号 春日部市農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定し、春日部市長に送付いたします。</p>
議長	<p>次に、日程7、議案第7号 農用地利用配分計画に関する意見について、を議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第7号 農用地利用配分計画に関する意見について議案書11頁をご覧ください。これは、議案第6号で決定した農地中間管理権を有する農地を転借するための農用地利用配分計画です。春日部市長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、意見を求められたので、審議を求めるものです。11月25日に農業委員に説明し、12月10日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書12頁のとおり回答してよいか、ご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第7号 農用地利用配分計画に関する意見について原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第7号 農用地利用配分計画に関する意見について原案のとおり決定し、春日部市長に送付いたします。</p>
議長	<p>次に、日程8、議案第8号 春日部市農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。このことについて事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第8号 春日部市農用地利用集積計画の決定について、議案書15頁をご覧ください。これは、利用権の決定に伴う春日部市農用地利用集積計画の決定です。春日部市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求められたので、審議を求めるものです。11月25日に</p>

農業委員に説明し、12月10日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書16頁のとおり決定してよいか、ご審議をお願いいたします。

議長

おはかりいたします。本案のうち、申請番号74番、90番、132番及び209番から214番については、農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、別に審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。申請番号74番について、議事参与の制限に該当いたしますので、議席番号8番岡本勉委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。

(休憩) (岡本委員退室)

議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。これより申請番号74番について質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号74番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第8号 春日部市農用地利用集積計画の決定について申請番号74番は原案のとおり決定し、春日部市長に送付いたします。この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。

(休憩) (岡本委員入室)

議長

休憩前に引き続き会議を再開します。申請番号90番について、議事参与の制限に該当いたしますので、議席番号18番 栗原健次委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。

(休憩) (栗原委員退室)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。これより申請番号90番について質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号90番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第8号 春日部市農用地利用集積計画の決定について申請番号90番は原案のとおり決定し、春日部市長に送付いたします。この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。

(休憩) (栗原委員入室)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。申請番号132番について、議事参与の制限に該当いたしますので、議席番号1番鈴木宏委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。

(休憩) (鈴木委員退室)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。これより申請番号132番について質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号132番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第8号 春日部市農用地利用集積計画の決定について申請番号132番は原案のとおり決定し、春日部市長に送付いたします。この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。

(休憩) (鈴木委員入室)

議長	<p>休憩前に引き続き会議を再開します。申請番号209番から214番について、議事参与の制限に該当いたしますので、議席番号9番横井貞夫委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩) (横井委員退室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。これより申請番号209番から214番について質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号209番から214番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第8号 春日部市農用地利用集積計画の決定について申請番号209番から214番は原案のとおり決定し、春日部市長に送付いたします。この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いいたします。</p> <p>(休憩) (横井委員入室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き会議を再開します。申請番号1番から73番、75番から89番、91番から161番、163番から208番、及び215番から240番について質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号1番から73番、75番から89番、91番から161番、163番から208番、及び215番から240番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第8号 春日部市農用地利用集積計画の決定について申請番号1番から73番、75番から89番、91番から161番、</p>

163番から208番、及び215番から240番は、原案のとおり決定し、春日部市長に送付いたします。

議長

次に、日程9議案第9号 春日部市農地利用最適化推進委員の委嘱について、を議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。

事務局

議案第9号 春日部市農地利用最適化推進委員の委嘱について審議を求めます。議案書の37頁をご覧ください。次の者を春日部市農地利用最適化推進委員に委嘱することについて農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により春日部市農業委員会の承認を求めます。詳細は議案書のとおり。略歴につきましては、議案書38頁にお示しのとおりです。欠格事項につきましては農業委員会等に関する法律第8条第4項及び春日部市農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集の方法等に関する要綱第4条第1項各号に該当しないため、問題ありません。また、本人は農業を営んでおり、所有農地は適切に管理されております。なお、委嘱する期間につきましては、令和4年1月1日から令和5年11月30日までといたします。議決いただいた場合、委嘱状の交付は令和3年12月27日に行う予定でございます。以上、ご審議をお願いいたします。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第9号 春日部市農地利用最適化推進委員の委嘱について原案のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第9号 春日部市農地利用最適化推進委員の委嘱について原案のとおり承認することと決定しました。

議長

次に、日程10、議案第10号 春日部市農業振興審議会委員の推薦について、を議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。

事務局

議案第10号 春日部市農業振興審議会委員の推薦について春日部市長から依頼がありましたので、審議を求めます。議案書39頁をご覧ください。春日部市農業振興審議会は、春日部市の農業の振興に関し必要な事項を審議するため設置された附属機関で、審議会の主な内容は、農業振興地域整備計

画の変更を行う場合、変更する案件が適正かどうかを審議するものでございます。現在、農業委員会から2名の委員を推薦しておりますが、現在の委員の任期が令和4年1月31日で満了となることから、春日部市長からの依頼を受け、改めて春日部市農業振興審議会委員を推薦するもので、任期は令和4年2月1日から令和6年1月31日までの2年間でございます。先月の全員協議会での互選の結果、議案書39頁にお示しのとおり現在の審議会委員である鈴木委員及び横井委員を引き続き推薦したいと考えております。以上、ご審議をお願いいたします。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第10号 春日部市農業振興審議会委員の推薦について原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第10号 春日部市農業振興審議会委員の推薦について原案のとおり推薦することと決定し、春日部市長に送付いたします。

議長 次に、
日程11 報告第1号 農地法第3条の3 (相続等による権利移動)
日程12 報告第2号 農地法第4条 (届出)
日程13 報告第3号 農地法第5条 (届出)
日程14 報告第4号 農地法第18条 (通知)
日程15 報告第5号 違反転用事案報告
につきましては、議案書の41頁から54頁にお示しのとおりです。

議長 以上で議案は終了しました。

議長 次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。

議長 次に、その他でございますが、何かありますか。

議長 次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。

議長

本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。
以上をもちまして、2021年第12回総会を閉会いたします。

閉会（午前11時25分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議長 会長 _____

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番